

大阪維新の会の「教育基本条例案」を弾劾し、成立の阻止を訴える決議

大阪維新の会は、2011年9月21日、大阪府議会に「教育基本条例案」（以下、「条例案」という）を提出した。

条例案は、その「前文」で、政治による直接の教育支配の必要を打ち出し、しかも知事の絶対的な権限を強調し、その支配に従わない教育委員は罷免が可能であるとして、府教育委員会の完全支配を企むものとなっている。

そして、これら不当な目的を達成するため、校長や教員に対して、知事らの教育支配に服従することを義務づけ、これに対する抵抗を排除するために、教員などの教育関係者に対して、懲戒・分限・罷免などの処分を手段とする徹底的に管理主義的な体制を敷くものとなっている。

そもそも、戦後教育の政治的中立性をうたい、これを教育委員会制度等によって担保している現行の教育法制の趣旨は、教育が、戦前の国家主義・中央集権主義教育行政によって、時の政府の意のままに歪められたことを反省し、教育の自由を保障することに固い決意を込めたものである。条例案は、今日の教育が依拠すべき憲法に真っ向からそむき、教育を根底から破壊しようとするものである。

また、貧困化が進む中で家庭に問題を持つ生徒が増えるなど、教育の現場が一層複雑化している状況において、今求められるべきは個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな教育行政であり、そのための教員の充実などの条件整備により、子どもの人格形成を図ることである。

しかしながら、条例案は、教育への政治介入を進め、教員を競争主義、管理主義に迫りやっ、教育現場をより困難に陥れる結果を招くものである。大阪府教育委員会の委員からも、この条例案に厳しい批判意見が出されているのには十分な理由がある。

さらに条例案は、子どもの教育のあり方について、憲法・教育基本法がめざす人間像の形成を目的に掲げるのではなく、むしろこれに対置する仕方、競争主義的・競争主義的人間像の実現を目指すものとなっている。

すなわち、学区制を撤廃したうえで、学力調査の結果を公表することにより、学校の序列化を徹底し、さらに定員割れが3年間続いた高校は統廃合するなど、競争原理・自己責任論の思想のもとに、競争に負けないことに価値を置き、競争に負けた児童・生徒は価値のない人間であるという観点を教育に持ち込もうとしている。これは、まさに教育の名による「教育破壊の暴走」といわざるを得ない。

このように、憲法・教育基本法が目指す教育の目的と理念、教育行政のありかたを根本から歪める条例案の成立は何としても阻止しなければならない。

わたしたちは、大阪府民にとどまらず、すべての国民に条例案の成立を阻止することを訴えるとともに、その成立を阻止するために全力を挙げる決意である。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会